3　追加的な情報には、入手可能であり、かつ、適当な場合には、次のものを含めることができる。
(a)　先住民の社会及び地域社会の権限のある関係機関並びに当該機関が権限を有することの決定についての情報
(b)　契約の条項のひな型
(c)　遺伝資源について監視するために定められた方法及び手段
(d)　行動規範及び最良の実例
4　取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターの活動の態様（その活動に関する報告を含む。）については、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第一回会合において検討し、及び決定し、その後継続して検討する。

第十五条　取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則の遵守

1　締約国は、取得の機会及び利益の配分に関する他の締約国の国内の法令又は規則に従い、自国の管轄内で利用される遺伝資源が情報に基づく事前の同意によって取得されており、及び相互に合意する条件が設定されていることとなるよう、適当で効果的な、かつ、相応と認められる立法上、行政上又は政策上の措置をとる。
2　締約国は、1の規定に従ってとった措置の不遵守の状況に対処するため、適当で効果的な、かつ、相応と認められる措置をとる。
3　締約国は、1に規定する取得の機会及び利益の配分に関する他の締約国の国内の法令又は規則の違反が申し立てられた事案について、可能かつ適当な場合には協力する。

第十六条　遺伝資源に関連する伝統的な知識の取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則の遵守

1　締約国は、先住民の社会及び地域社会が所在する他の締約国の国内の法令又は規則であって取得の機会及び利益の配分に関するものに従い、遺伝資源に関連する伝統的な知識であって自国の管轄内で利用されるものが当該先住民の社会及び地域社会の情報に基づく事前の同意又は当該先住民の社会及び地域社会の承認及び関与によって取得されており、並びに相互に合意する条件が設定されていることとなるよう、適当な場合には、適当で効果的な、かつ、相応と認められる立法上、行政上又は政策上の措置をとる。
2　締約国は、1の規定に従ってとった措置の不遵守の状況に対処するため、適当で効果的な、かつ、相応と認められる措置をとる。
3　締約国は、1に規定する取得の機会及び利益の配分に関する他の締約国の国内の法令又は規則の違反が申し立てられた事案について、可能かつ適当な場合には協力する。

第十七条　遺伝資源の利用の監視

1　締約国は、遵守を支援するため、適宜、遺伝資源の利用について監視し、及び透明性を高めるための措置をとる。当該措置には、次のことを含める。
(a)　次のことを踏まえ、一又は二以上の確認のための機関を指定すること。
(i)　指定された確認のための機関は、適宜、情報に基づく事前の同意、遺伝資源の出所、相互に合意する条件の設定又は遺伝資源の利用に関する関連情報を収集し、又は受領すること。
(ii)　締約国は、適当な場合には、指定された確認のための機関の性格に応じて、遺伝資源の利用者に対し、(i)に規定する関連情報を指定された確認のための機関に提供することを要求すること。締約国は、不遵守の状況に対処するため、適当で効果的な、かつ、相応と認められる措置をとること。
(iii)　(i)に規定する関連情報（利用可能な場合には、国際的に認められた遵守の証明書から得られる情報を含む。）は、秘密の情報の保護を妨げられることなく、適当な場合には、関連する国内当局、情報に基づく事前の同意を与える締約国及び取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターに提供すること。
(iv)　確認のための機関は、効果的なものでなければならず、及びこの(a)の規定の実施に関連する機能を有すべきであること。確認のための機関は、遺伝資源の利用又は関連情報（特に、研究、開発、イノベーション、商業化前又は商業化の全ての段階に関連するもの）の収集と関連を有しているべきであること。
(b)　遺伝資源の利用者及び提供者に対し、相互に合意する条件に当該条件の実施に関する情報の共有（報告の義務によるものを含む。）のための規定を含めるよう奨励すること。
(c)　費用対効果の大きい通信手段及び通信システムの利用を奨励すること。
2　第六条3(e)の規定に従って発給され、及び取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターに提供された許可証又はこれに相当するものは、国際的に認められた遵守の証明書とする。
3　国際的に認められた遵守の証明書は、情報に基づく事前の同意を与えた締約国の国内の法令又は規則であって取得の機会及び利益の配分に関するものに従い、当該証明書が対象とする遺伝資源が情報に基づく事前の同意によって取得されており、及び相互に合意する条件が設定されていることを証明する役割を果たす。
4　国際的に認められた遵守の証明書には、少なくとも次の情報を含める。ただし、当該情報が秘密のものでない場合に限る。
(a)　発給した当局
(b)　発給日
(c)　提供者
(d)　当該証明書の固有の識別記号
(e)　情報に基づく事前の同意が与えられた個人又は団体
(f)　当該証明書が対象とする事項又は遺伝資源
(g)　相互に合意する条件が設定されたことの確認
(h)　情報に基づく事前の同意が得られたことの確認
(i)　商業的又は非商業的な利用

第十八条　相互に合意する条件の遵守

1　締約国は、第六条3(g)(i)及び第七条の規定の実施に当たり、遺伝資源又は遺伝資源に関連する伝統的な知識の提供者及び利用者に対し、次の(a)から(c)までに規定するものを含む紛争解決に関する規定を適当な場合には相互に合意する条件に含めるよう奨励する。
(a)　紛争解決手続において提供者及び利用者が服する管轄権
(b)　準拠法
(c)　仲介、仲裁その他の紛争解決の選択肢
2　締約国は、相互に合意する条件から紛争が生ずる場合には、自国の法制度の下で、適用される管轄権に係る要件に従って訴訟を提起することができることを確保する。
3　締約国は、適当な場合には、次の事項について効果的な措置をとる。
(a)　司法手続の利用
(b)　外国における判決及び仲裁判断の相互承認及び執行に関する制度の利用
4　この条の規定の有効性は、第三十一条の規定に従い、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が再検討する。

第十九条　契約の条項のひな型

1　締約国は、適当な場合には、相互に合意する条件に関する分野別の及び分野横断的な契約のひな型の作成、更新及び利用を奨励する。
2　この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、分野別の及び分野横断的な契約の条項のひな型の利用状況について定期的に調査する。

第二十条　行動規範、指針及び最良の実例又は基準

1　締約国は、適当な場合には、取得の機会及び利益の配分に関する任意の行動規範、指針及び最良の実例又は基準の作成、更新及び利用を奨励する。
2　この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、任意の行動規範、指針及び最良の実例又は基準の利用状況について定期的に調査し、並びに特定の行動規範、指針及び最良の実例又は基準の採択について検討する。